

産業廃棄物処理施設**合併又は分割の認可**申請書添付書類一覧（申請者が**法人**の場合）

※申請書において「別紙参照」とした書類に加えて、以下の書類を添付すること。

提出書類	・政令第7条の2に該当しない施設 正本1部 副本1部以上の指定する部数 ・政令第7条の2に該当する施設 正本1部 副本10部程度の指定する部数
No.	添付書類及びその内容
1	合併契約書又は分割契約書の写し
2	委任状 申請する法人の社員でない者が提出する場合に必要。
合併の当事者の一方、又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を継承する法人が、 法第15条第1項の許可を受けた者でない法人である場合は、当該法人に係る以下の書類	
3	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、及び確定申告書の写し。 法人設立から3年を経過しない場合等、直前3年の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表が添付できない場合は理由書及び追加書類を添付。貸借対照表と損益計算書は直前2年分の有価証券報告書でも可。 債務超過、施設設置に必要な資金が確保できていない、または新たに必要となる運転・維持管理費を賄える利益が計上できていない場合は、経理的基礎の審査のために必要な追加書類を求める（表4-2参照）。 法人税に関する書類（国税）は税務署発行の納税証明書（その1）。3年分を添付できない場合は、理由書、開業届出書写し等の追加書類を提出すること。 確定申告書の写しについては、税務署の受付印が押印されたもの（電子申請など受付印を押印した書面が存在しない場合は、当該申告が受理されていることを示す資料とする。）で、別表1（1）と別表4（必要に応じその他の添付資料の写しの提出を求めることがある。）。修正申告がある場合は、修正申告書の写しとする。
4	申請者の定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書（法人登記簿謄本）（注3） 登記事項証明書は履歴事項全部証明書とする。
5	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約する書面（注4） 施行細則様式第23号による。
6	法第14条第5項第2号ニに規定する役員住民票の写し（注1）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）（注3）（注4） 法第14条第5項第2号ニに規定する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
7	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し（注1）、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）（個人の場合）又は登記事項証明書（法人登記簿謄本）（法人の場合）（注3）（注4） 株主又は出資者が役員と重複する場合の住民票の写し、成年被後見人等に係る登記事項証明書は不要。
8	申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し（注1）及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）（注3）（注4） 政令第6条の10に規定する使用人とは、使用人で次の①、②に掲げるものの代表者であるもの ①本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所） ②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業にかかる契約を締結する権限を有する者を置くもの。
9	現に行っている事業の概要を説明する書類 事業概要書、パンフレット等。
合併後存続する法人、若しくは合併により設立される法人、 又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る、次に掲げる書類	
10	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類 技術管理者就任予定者に関する書類に必要事項を記載すること。 講習等の修了証（受講予定であれば受講票など予定を証明する書類）の写しを添付すること。
11	当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（借入金がある場合はその返済計画及び収支計画） 施行細則様式第10号によること。

(法人の場合 つづき)

No.	添付書類及びその内容
12	法第14条第5項第2号ニに規定する役員住民票の写し(注1)(注3)(注4) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
13	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(注1)(個人の場合)又は登記事項証明書(法人登記簿謄本)(法人の場合) (注3)(注4) 株主又は出資者が役員と重複する場合の住民票の写し、成年被後見人等に係る登記事項証明書は不要。
14	申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し(注1)(注3)(注4) 政令第6条の10に規定する使用人とは、使用人で次の①、②に掲げるものの代表者であるもの ①本店又は支店(商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所) ②①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業にかかる契約を締結する権限を有する者を置くもの。

(注1) 住民票の写しは、本籍地(外国籍の方の場合は、国籍等)が記載されており、個人番号(マイナンバー)は記載されていないものとする。

(注2) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を証する登記事項証明書をいい、東京・大阪法務局または各地方法務局に申請して発行を受けること。

(注3) 住民票、登記簿の謄本、登記事項証明書、等の各種証明書等は発行日から3ヶ月以内のものであること。

(注4) 以下の許可証(当該許可の日から起算して5年を経過しないものに限る。)の写しを添付(提出時に原本を持参すること。)した場合は省略可とする。(法施行規則第11条第8項)

① 産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証(変更許可を含む)

(「規則第9条の2第8項(又は第10条の4第7項)の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。)

② 特別管理産業廃棄物収集運搬業または処分業許可証(変更許可を含む)

(「規則第10条の12第2項(又は第10条の16第2項)の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。)

③ 産業廃棄物処理施設設置許可(変更許可を含む)

(「規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無」の欄が「無」となっているものに限る。)